地域計画

策定年月日	令和7年3月31日			
西 蛇左 日 口	令和7年7月18日			
更新年月日	(第1回)			
目標年度	令和16年度			
市町村名	浜松市			
(市町村コード)	22130			
地域名	富塚和合・神久呂・入野地区			
(地域内農業集落名)	(別紙1のとおり)			

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内	区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域) 610.9 ha					
1	農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	610.9	ha			
2	田の面積	151.0	ha			
3	畑の面積(果樹、茶等を含む)	459.9	ha			
4	区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	2.5	ha			
5	区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	32.8	ha			
(耋	参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	25.7	ha			
	うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	3.3	ha			
(備考)						

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。
 - 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。
 - 3: ④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。
 - 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、 備考欄にその旨記載してください。
 - 5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。
 - 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

- ・耕地は低地水田エリアと台地畑地エリアに分かれる。
- ・入野地区は市街化区域に接した集落混在地で、幹線道路にも面しているため開発圧が強く、荒廃化が著しい。
- ・神ヶ谷地区水田は一団の優良水田で農地集積・集約化が進んでいる。権利的な集約は進みつつあるが、点在する 他作物利用や荒廃農地が集約化の妨げとなっている。
- ・環状線沿線の志都呂地区水田は北側はハウス群、南側は雄踏地区から続く一団の優良水田で担い手による利用 意向はあるが、農地貸借の調整方法が確立されていない。
- ・台地畑地は主にハウス畑や茶園で利用されているが、リタイア地が増えてきている。露地畑作の担い手による利用 意向はあるが、ハウス跡地の残置ハウスや荒廃茶樹が利用の妨げとなっている。

【地域の基礎データ(R5.1担い手アンケート)】

- ・担い手農業者71名(69歳以下又は70歳以上後継者あり66名、70歳以上後継者なし4名、回答なし1名)
- ・主な営農類型:水稲作2名、露地畑作15名、ハウス畑作51名、露地果樹0名、ハウス果樹2名、茶1名、花木0名、畜産0名、その他0名

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)
・農協や大規模担い手により形成された作物産地の維持・発展を図る。(施設野菜、キャベツレタス等) ・担い手間調整を進め、作物ごとの団地化により、作物混在を解消し、各々の耕作作業の効率化と農薬ドリフトなどの
混在問題の解決を図る。まとまったほ場の確保により、将来的なドローン利用や作業の自動化などスマート農業の導入の可能性を高める。
・担い手耕作地の集約化に支障となっている荒廃農地の再生利用を図る。 ・リタイア時の耕作地やハウス等の農業施設の引継ぎ方法の確立、地域への周知浸透を図る。
・都市部近郊の立地を活かし、都市部住民による家庭菜園等、農業経営以外の担い手確保による農地利用を模索する。

2	農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標								
	(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針								
	認定農業者等へ農地の集積を進める。担い手のリタイア時にはその耕作地を、他の担い手(同種作物を優先)に適切に継承する。集団農地では耕作地の交換等により、担い手ごとの耕作地の集約化(団地面積の拡大)を図る。								
	(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標								
	現状の集積率 32 % 将来の目標とする集積率 80 %								
	(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標								
	集団農地における担い手が利用する農地面積の団地数及び面積 ・神久呂地区水田39個所、平均20a(令和6年度時点) ・志都呂地区水田4個所、平均30a(令和6年度時点) →団地数の半減及び団地面積の拡大を進める。(令和16年度) その他の地区においては拡大希望の担い手耕作地の隣接農地の農地集積を進める。								
3	農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置								
	(1)農用地の集積、集団化の取組								
	農業委員会(農業委員・推進委員)の農地利用最適化活動や農協、土地改良区による農地集積事業(定期的な貸出農地募集→利用調整の事業)により、担い手を中心に農地中間管理事業を活用した農地の利用集積を進める。集団農地では耕作地の集団化(集約化)のための耕作地交換を進める。 【農地集積・集約化の取組み】 ・農地集積事業実施地区(神ヶ谷地区水田) ※定期的な貸出農地募集→利用調整								
	(2)農地中間管理機構の活用方法								
	農地中間管理事業の農地利用の交換・集約機能を活用するため、 <u>まずは農地中間管理機構への貸付の拡大を図る。</u> その後、農地中間管理事業の農地利用の交換・集約機能を活用し、担い手リタイア時の耕作地の適切な継承や、担い手個々の耕作地の段階的な集約化(集団化)を図る。								
	(3)基盤整備事業への取組(○実施中 ●計画中)								
	なし								
	(4)多様な経営体の確保・育成の取組								
	現存の担い手による農地利用を優先しつつ、必要に応じて地域外から多様な経営体を募り、担い手として育成していく。農業委員会の農地利用最適化活動や、県、静岡県農業振興公社、農協等と連携し、相談から農地選定など切れ目ない支援に取り組んでいく。								
	(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組								
	共同育苗施設による野菜育苗(JAとぴあ浜松)								
	以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)								
	□ ① 鳥獣被害防止対策 □ ②有機・減農薬・減肥料 □ ③スマート農業 □ ④畑地化・輸出等 □ ⑤果樹等								
	□□ ⑥燃料·資源作物等 □□ ⑦保全·管理等 □□ ⑧農業用施設 □□ ⑨耕畜連携等 □□ ⑩その他								
	【選択した上記の取組内容】 ⑦地域環境保全活動(多面的機能支払)…神久呂地区農地・水・環境保全管理協定 ⑩都市部近郊の立地を活かした、都市部住民による家庭菜園利用等、農業経営以外の担い手確保による農地利用 の検討								

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

	農業を担う者	現状		10年後					
属性				(目標年度:令和 16 年度)					
	727 12	(氏名・名称)	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
		口山龙竹。	- - 	=r ## 4#	. Are: 1933 = 1		5 <i>/</i> - \		
		別紕2	(巾伐)		振興認	ドで阅]	筧)		
			Па	па		па	па		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
			ha	ha		ha	ha		
計	0経営体		0 ha	0 ha		0 ha	0 ha		

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する 集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は 「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
 - 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
 - 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
 - 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、 経営面積に含めてください。
- 5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。
- 5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名•名称)	作業内容	対象品目
1			
		□ 該当なし □	

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人) うち計画同意者数(人・%)

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

該当なし

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の 意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報を保有するに当たっては、利用目的をできる限り 特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。